SURE 静岡大学学術リポジトリ Shizuoka University REpository

保険契約法の立法と保険募集: 私法における情報提供規制の位置づけとその役割

メタデータ	言語: ja		
	出版者: 静岡大学		
公開日: 2013-01-08			
	キーワード (Ja):		
	キーワード (En):		
	作成者: 小林, 道生		
	メールアドレス:		
	所属:		
URL	http://hdl.handle.net/10297/6945		

科学研究費補助金研究成果報告書

平成24年 5月31日現在

機関番号: 13801 研究種目:若手研究(B)研究期間:2007~2010 課題番号:19730069

研究課題名(和文)保険契約法の立法と保険募集ー私法における情報提供規制の位置づけと

その役割

研究課題名(英文) Legislation of Insurance Contract Law and Duty of Disclosure

研究代表者

小林 道生 (KOBAYASHI MICHIO) 静岡大学・人文学部・准教授

研究者番号:60334950

研究成果の概要(和文):

本研究は、わが国の保険契約法立法の審議過程における議論状況をふまえ、保険者・保険募集人の情報提供義務を保険契約法の枠組みのなかで規律していくべきか、あるいは、保険監督法における情報提供規制に委ねるべきかを主たる課題とし、前者の立法形式を採用するドイツ法との比較法研究も交えながら、保険契約者保護を図るうえでの望ましい立法や規制のあり方、関連する個々の論点について検討を行った。

研究成果の概要 (英文):

This research dealt with the duty of disclosure of the insurance intermediaries and insurance company. The subject is to make a legislative analysis of the insurance contract law modernization comparing with the legislation in Germany, as to whether the duty of disclosure should be stipulated in insurance supervision law or insurance contract law. In this program other related legal issues were also included and studied.

交付決定額

(金額単位:円)

	直接経費	間接経費	合 計
2007年度	800,000	0	800,000
2008年度	600,000	180,000	780,000
2009年度	600,000	180,000	780,000
2010年度	500,000	150,000	650,000
年度			
総計	2500, 000	510,000	3010, 000

研究分野:商法 保険法

科研費の分科・細目:法学・民事法学

キーワード:保険法 保険契約法 保険募集 情報提供義務

1. 研究開始当初の背景

(1)保険業法の保険募集規制では保険者・保険募集人の情報提供規制に関し、保険業法300条1項1号のほか、平成10年新設の保険業法100条の2、さらには、金融商品取引法の準用規定である保険業法300条の2を中心に、これらの細則である保険業法施行規則などにおいて保険取引の現代化(保険商品の多様化・複雑化、銀行の窓口販売等、保険募集の担い手の多様化)をふまえた政策判断が機

動的に反映される仕組みが機能している。しかし、その反面、保険業法の規制もまた多様化・複雑化し、規制相互の関係は非常に分かりにくいものとなっており、これらの規制に違反した場合の私法上の効果についても解明されていないことが少なくなかった。

(2) また、本研究の開始当時、すでに、法 制審議会保険法部会は保険契約法の立法化 に向けた作業に着手していたが、その審議過 程では、保険業法上の情報提供規制を契約当事者間の権利義務関係を規整する私法ルールとして、新たに保険契約法のなかに取り入れるべきかが重要な論点となっていた。もっとも、保険契約法の立法化の本格的検討は緒についたばかりであり、保険業法との交錯領域に属する上記論点に関する研究はまだほとんどみられなかった。

(3)他方、国外に目を向けると、当時、ドイツも100年ぶりの保険契約法の全面的な改正作業のさなかにあり、2007年に新保険契約法の成立をみるに至った。ドイツでは保険募集における保険者側の情報提供義務が保険契約法に詳細に位置づけられ、立法例として有益な素材が提供されることとなった。

このドイツ法の改正作業は日本と比して 着手時期が早かったということもあり、ドイ ツでは保険契約法の改正について検討した 成果が徐々にみられるようになっていた。

2. 研究の目的

「研究開始当初の背景」でも述べたように、 わが国における保険契約法の立法にあたっ ては、法制審議会保険法部会において保険募 集の際の保険者・保険募集人の情報提供義務 に関わる規定の新設が検討され、その立法上 の位置づけが論点となった。その後成立した 保険法は、保険金の支払時を含めて情報提供 義務に関する規律を設けないという結論を 示したが、このことは、今後も保険業法にお ける規制および私法理論を通じて保険契 者保護を図るとの選択がなされたことを意 味している。

本研究は、保険契約法立法の審議過程における議論の状況をふまえ、保険者・保険募集人の情報提供義務を保険契約法の枠組みのなかで規律していくべきか、あるいは、保険監督法における情報提供規制に委ねるべきかを主たる課題とし、前者の立法形式を採用するドイツ法との比較法研究も交えながら、保険契約者保護を図るうえでの望ましい立法や規制のあり方、関連する個々の論点について検討するものである。

関連する論点については、同じく保険業法との交錯領域にあり、広義の情報提供規制にも位置づけられる、保険媒介者の告知妨害、不告知教唆規制に関して、新たに保険法に規定が設けられたことから、この立法措置によって、従来に比してどの程度保険契約者保護が進展したのかについても、検討対象にした。

3. 研究の方法

(1)保険業法のもとで重層化、複雑化が進展する情報提供規制の検討に関し、金融庁 「保険商品の販売勧誘のあり方に関する検 討チーム」が「保険商品の販売・勧誘時にお

ける情報提供規制のあり方」、「適合性原則を 踏まえた保険商品の販売・勧誘のあり方」、 「ニーズに合致した商品選択に資する比較 情報のあり方」の各報告書でとりまとめた提 言が、実際に、金融庁の監督指針(「保険会 社向けの総合的な監督指針」) にどのような かたちで反映され、また、これを受けて実務 においてどのような保険募集の体制がとら れるようになったか、保険業界の実情をふま えたうえで研究を進めた。その際、効率的に 研究を遂行するうえで、生命保険業界につい ては生命保険協会、生命保険文化センター、 損害保険業界については損害保険協会、損害 保険事業総合研究所の協力を得て、従来の募 集実態に関するものも含めて各種の関連情 報を入手した。

- (2) 法制審議会保険法部会における保険契約法の立法に向けた検討作業については、保険法部会の議事録等の内容を綿密に検討するとともに、学会(日本私法学会、日本保険学会)や弁護士会主催のシンポジウム、個別報告を聴きにいき理解を深めた。さらに、平成19年度の日本保険学会全国大会のシンポジウムではパネリストの一人として報告の機会を得たが、その準備勉強会を通じて、保険法部会に参画されている研究者、実務の諸氏と議論したり、重要な情報の提供を受けることができた。
- (3) 比較法の対象となるドイツ法については、立法過程での動向を注視しつつ、保険契約法改正委員会の最終報告書、法務省の参事官案、立法化された新保険契約法の内容についてそれぞれ比較検討を試みた。さらに、これらに関するドイツの学説の理解については主にコンメンタールを参照し、整理した。

4. 研究成果

(1) 2007年度の研究成果

保険契約法の立法化に向けた法制審議会保険法部会における「保険法の見直しに関する要綱案」のとりまとめ作業では、保険契約募集時における保険者・保険募集人の情報提供義務に関わる規定の新設が検討された。の際、規定の新設を了解事項としてその内ではなく、保険の情報提供義務を保険契約法の枠組の情報提供義務を保険契約法の枠組集のなかで規律していくこと自体の是非が法との交錯領域にあること、さらには、消費者の法、金融商品販売法、金融商品取引法の計法、金融商品販売法、金融商品取引法のことによる。

このような審議状況を前提に、保険募集に おける情報提供義務のわが国の保険契約法 立法における位置づけ、また、関係するその 他の法律、私法上の法理が保険契約者保護に 果たしうる役割についてどのように評価し ていくかということを課題としたのが、「保 険契約法の現代化と保険募集における情報 提供規制 | 保険学雑誌 599 号 97~116 頁であ る。具体的には、この論文のなかで、法務省 「保険法の見直しに関する中間試案」に至る までの法制審議会保険法部会等の議論をふ まえ、まず、保険契約法において情報提供義 務に関する規律を設ける必要性について検 討し、つぎに、規律を設けるとした場合にそ の内容上生じうる問題点について論じた。さ らに、今回の保険契約法の立法化の作業にお いて最終的に情報提供義務に関する規律を 設けず、今後も保険業法における規制を維持 するという選択がなされた場合における、そ の課題等について考察した。

(2) 2008 年度の研究成果

平成 20 年の保険法部会における検討作業の経過としては、平成 20 年1月に「保険法の見直しに関する要綱案」が取りまとめら「保険法の見直しに関する要綱案とおりの内容で、法の見直しに関する要綱」として延綱おりたでは、第大臣に答申された。しかし、この要採択およびそれにもとづく保険法案(平成 20 年5月30日に原案どおり参議院で可決、保険法がではを含らず、保険金の支払時をおらず、保険金の支払時をおらず、保険金の支払時をおらず、情報提供義務に関し今後も保険業法に対対る規制および私法理論を通じて、情報提供義務に関し今後も保険業法に対対者保護を図るとの立法判断が明らかにされた。

そこで、「保険者の情報提供義務」『別冊金融・商事判例 新しい保険法の理論と実務』66~75 頁では、まず、保険法において情報提供義務に関する規律を設けることの意義について保険法部会等の議論状況をふまえた検討を行い、さらに、要綱、保険法案に示された保険法部会での結論、および保険法の成立を受けて、保険業法上の情報提供規制の現状に関し、その問題点や私法理論との交錯関係のもとで保険契約者保護に果たすべき役割について考察した。

(3) 2009 年度の研究成果

保険法の制定にあたっては保険契約者保護の進展を意図して従前の商法における告知義務に関わる規定の見直しが行われたが、その主要な改正点のひとつとして、保険契約者、被保険者に告知義務違反があっても保険媒介者による告知妨害や不告知教唆があった場合には、原則、保険者は保険契約の解除ができないことが新たに規定されることとなった。

これまで学説では、生命保険募集人等、保

険者から告知受領権限を付与されていない 者について、告知妨害、不告知教唆をはじめ 保険契約者等の告知義務履行に際して不適 切な取り扱いがあっても、そのような事情を 斟酌せず保険者の解除を認めてしまうこと には問題があるとの認識が共有され、また、 判例も個別事案の妥当な帰結を導きうるよ う努力してきた経緯があった。このような状 況を前提にすれば、保険法立法を契機として 上記規定が新設されたことは、たしかに保険 契約者保護を進展させたことになる。もっと も、それは同時に解釈論的課題として、これ までの議論に比してどの程度保険契約者保 護が進展したのか、従前の議論はこれからど うなるのかを明らかにすべきであるとの要 請も生じさせた。

「保険媒介者の告知妨害・不告知教唆と保険法」民事法情報 281 号 18~30 頁では、保険法における解除権阻却事由としての告知妨害、不告知教唆の意義につき検討し、従来の学説、判例との保険契約者保護の水準の比較を通じて保険法立法によってそれらが今後どのような影響を受けるのか(つまり、保険法の新設規定が従来の学説、判例の保険契約者保護の水準にまで到達したとしてそれらは保険法立法までの過渡期の議論としてらは保険法立法までの過渡期の議論として役割を終えたことになるのか、あるいは、保険法制定後もなお保険契約者保護の機能を保持するのか)について考察した。

(4) 2010 年度の研究成果

これまで保険販売の方法の主流は、保険仲 介者(損害保険代理店等の保険募集人)を通 じた形態によるものであったが、最近では保 険販売の方法が多様化しており、顧客がイン ターネットのみを通じて契約締結に至る購 入プロセスを完了する手続のしかたも保険 分野によっては顕著である(現に自動車保険 などの分野ではそのような手続が加入方法 として選択され、利用者の広がりを見せてい る)。これは、①顧客自らが保険商品を理解 するうえで保険募集人による対面販売の形 式と遜色ないだけの商品内容の情報提供、説 明に関する規制が整備され、また、②モラル リスクの排除に関して保険募集人に期待さ れる役割が相対的に低い分野であって、保険 者の危険選択にとって必要な情報がインタ ーネットによる保険契約者側の申告を通じ ても容易に得られるのであれば、インターネ ットのみを介して契約締結までのプロセス を完了しうることを示している。

このような保険販売方法の多様化の進展を受けて、「インターネットによる保険販売の規制と情報提供義務」損害保険研究 72 巻 4号 49~78 頁では、インターネットのみを通じて実質的に契約締結手続を完了する保険取引(ここでは、保険会社自らがいわゆる

保障性商品を直接、顧客に通信販売する場合 (「直扱い」)を念頭におく)が成り立つため に、保険者の情報提供に関してどのような保 険監督法上の規制が存在し、また、裁判例で は個別具体的な事案のもとで保険者の民事 法上の情報提供義務に関していかなる判断 が下されているのか、それぞれ保険募集人を 介した対面方式による取引形態との比較 意識しつつ、その特徴を明らかにし、保険監 督法上の規制および民事法上の情報提供義 務にとって望ましいあり方について検討を 行った。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

〔雑誌論文〕(計8件)

- ①<u>小林 道生</u>「インターネットによる保険販売の規制と情報提供義務」 損害保険研究 72 巻 4 号 49~78 頁 (2011) 査読あり
- ②<u>小林 道生</u>「保険媒介者の告知妨害・不告 知教唆と保険法」民事法情報 281 号 18~30 頁(2010) 査読なし
- ③<u>小林 道生</u>「保険者の情報提供義務」落合 誠一・山下典孝編 別冊金融・商事判例『新 しい保険法の理論と実務』66~75 頁 (2008) 査読なし
- ④小林 道生 「保険契約法の現代化と保険募集における情報提供規制」保険学雑誌 599号 97~116頁(2007)査読なし
- ⑤小林 道生「保険契約締結に向けた意思決定の機会とその喪失 一説明義務違反にもとづく慰謝料請求をめぐって一」損害保険研究 69 巻 1 号 39~63 頁(2007) 査読あり

[学会発表](計1件)

小林 道生 「保険契約法の現代化と保険事業 一保険契約法の現代化と保険募集における 情報提供規制」日本保険学会大会共通論題 報告 2007 年 10 月 28 日 於 桃山学院大学 (大阪府)

6. 研究組織

(1)研究代表者

小林 道生(KOBAYASHI MICHIO) 静岡大学・人文学部・准教授 研究者番号:60334950